

○国立大学法人埼玉大学苦情処理委員会規則

〔平成18年12月21日〕
規則第134号

改正 平成19. 4. 1 19規則42
平成20. 1. 24 19規則90
平成20. 3. 1 19規則97

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人埼玉大学教職員就業規則（以下「就業規則」という。）第53条に基づき、苦情処理委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(設置)

第2条 委員会は、大久保キャンパス及び附属学校ごとに設置する。

(構成)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長が指名する者（人事課長を除く。）3人
- (2) 過半数代表者が指名する者

大久保キャンパスに置く委員会においては、大久保キャンパスから3人

附属学校に置く委員会においては、幼稚園、小学校、中学校及び特別支援学校から各1人

2 前項第2号の委員の任期は、2年とする。ただし再任は妨げない。

3 欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(任務)

第4条 委員会は、就業規則の運用に伴う人事処遇に関する苦情について調査審議する。

2 委員会は、教職員から苦情の申し立てがあった場合は、学長へ報告するとともに、速やかに委員会を開催し、調査審議を行うものとする。

3 委員会は、付議された苦情の調査審議を行うときは、必要に応じ苦情申立人及び関係者に事情聴取及び資料提出を求めることができる。

4 委員会が、必要と判断した場合は、学外の有識者の意見を求めることができる。

5 委員会は、調査審議の結果を学長へ報告するとともに、苦情申立人に通知するものとする。

(委員会)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

4 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

5 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(苦情申立書)

第6条 教職員は、委員会に対して、苦情の対象となる事項を苦情申立書(別紙様式)により申し立てることができる。

2 苦情申立書は、総務部人事課を通じて委員会に提出するものとする。

(守秘義務)

第7条 委員会の委員は、苦情申立に関して職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、委員の職を退いた後も同様とする。

2 第4条の規定による関係者及び第9条の規定により事務を行う者については、前項の規定を準用する。

(不利益取扱いの禁止)

第8条 大学は、教職員が苦情を申し立てたことを理由として、当該教職員の労働条件及び処遇等について不利益な取扱いをしてはならない。

(事務)

第9条 委員会の事務は、総務部人事課において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成18年12月21日から施行する。

2 この規程施行後、第3条第1項第2号の規定に基づく最初の委員の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

附 則(平成19. 4. 1 19規則42)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20. 1.24 19規則90)

この規程は、平成20年1月24日から施行し、平成19年12月26日から適用する。

附 則(平成20. 3. 1 19規則97)

この規則は、平成20年3月1日から施行する。

